令和４年度第１回みんなのバリアフリー街づくり条例運用調整会議

会議結果概要

１　日　時　令和４年９月14日（水）14:00～16:00

２　会　場　波止場会館　４階大会議室

３　出席者　別紙１のとおり

４　内　容

（１）整備基準の見直しについて

〇資料１に基づき、条例の改正状況、整備基準見直しについて説明を行った。

　〇資料２に基づき、整備基準の見直しを検討している項目について説明し、意見聴取を行った。

（以下項目番号は会議資料２と同じ）

１　整備基準等の見直し検討項目について

（１）未整備割合の高い項目・基準の運用状況を踏まえた対応（用途や規模の状況を踏まえた「遵守」の取扱の検討）

（２）　便所の整備基準について

　　ア　公共トイレの整備の方向性（機能分散について）

　　イ　乳幼児用設備の規定について

（３）　避難設備の整備基準について

（４）　幅広歩道等におけるベンチ等の休憩施設設置促進について

（５）　施設の円滑な利用のための支援の提供について

（６）　施設計画段階からの利用者の参画に関する検討

（７）　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

２　関連法令等との関係について

（１）国基準との突合

（２）条例第４章改正関係について

３　その他

〇その他運用上検討すべき事項等について

　①別表第１「４　福祉施設」の内容の整理（提案者：横須賀市、厚木市）

　②別表第２の整備基準の項目と、適合状況項目表の記載事項の整合の整理（提案者：横須賀市）

　③別表第２「１　敷地内通路」と「２　傾斜路」で整備項目が重なっている「傾斜路」についての整理（提案者：厚木市）

　④既存利用の施設について（提案者：厚木市）

　⑤整備基準内の「原則」「程度」等個別判断を要する文言について（提案者：県西土木事務所）

　⑥整備基準におけるただし書き適用基準の明確化（提案者：県西土木事務所）

（２）令和３年度みんなのバリアフアフリー街づくり条例の運用状況について

〇資料３に基づき説明。

令和３年度の適合率・遵守率の傾向について説明。概要は下記のとおり。

・適合率・遵守率は年々低下傾向にある。

・未整備割合の高い項目は例年同様、「その他」「トイレ」「誘導ブロック」である。

・新築か、新築以外かでは新築の方が、遵守率が若干高い傾向にある。

<「議題１　整備基準の見直しについて」の詳細>

１　整備基準等の見直し検討項目について

（１）未整備割合の高い項目・基準の運用状況を踏まえた対応（用途や規模の状況を踏まえた「遵守」の取扱の検討）

・　小規模な施設の規定を設けるという方向で考えているようだが、そもそも規模を関係なく、既存活用で適合させるのが難しいという相談をよく窓口で受けている。200平米未満の新築であれば、適合できるのかっていうと、実態上を窓口で経験している限りはあまり変わらないと感じる。そのため、規模に関わらず、新築か、用途変更かというところで考えた方がいいと思う。（厚木市）

・　市の意見の中で、200平米未満の小規模で、敷地内通路とか廊下の幅が結構緩和されているってことで、市の中で、出入口のところは、結構90㎝確保することが厳しいケースが多いので出入口の幅も、例えば車椅子は最低約80㎝とか、そのような規定があれば、もう少し適合の案件が増えると思う。（小田原市）

・　適合項目表のただし書き適用ということで設計者の方もチェック表だけを機械的に見ている方が多いので、そういう意味で理解を深めるために適用の分について、事業者・設計者に考えていただくということを目的に有無欄を作ってはどうか。（茅ヶ崎市）

・　実際のところ、窓口に来られる設計者と事業主の方が協議するということが目的になってしまって、施設整備に方向性が向かないというところがあったので、ここに書いているようなことは非常に難しいことだと思うが、こういったことも考えて、今後の改正に向けて話し合いができるといいと思う。（秦野市）

⇒　小田原市の意見の中での主要な出入口の有効幅員についての規定を80㎝以上してはどうかとご提案をいただいたが、こちらについては、改めて検討したい。令和2年度にバリアフリー法の基準で、500平米未満の特定建築物を条例で定めた場合に、同じような問題意識の中で緩和措置を設けることができるような規定を国が新設している。その際、条例で設定できる基準の例として、国が示したものが有効幅員90㎝であり、それ以下の基準を設定していくことは難しいと考えられる。この点については改めて整理を行う。（事務局）

〇　適合状況項目表の13条ただし書き適用の有無の作成というのは、これは事業者が、13条適合を自分でチェックを入れるイメージか。（事務局）

⇒　チェック表をもとに整備・検討している事業者が多いため、そこに適用欄等があった方が整備で行うべきことが分かりやすいと思う。（茅ヶ崎市）

〇　実際に13条ただし書き適用を適用する時は、現在どのような形で対応しているか。（事務局）

⇒　ほとんど13条ただし書き適用をやっていない。もしただし書きを使うのであれば、どう取り合うのか県下で統一的な取り扱いが必要とは思う。（茅ヶ崎市）

〇　ただし書き適用の判断にあたって、何か書類をもらっているところはあるか。（事務局）

⇒　年に数件あるかないかだが、13条ただし書き適用する際には、担当レベルで課内決裁をとっている。（秦野市）

〇　13条ただし書き適用は事業者からの申し出があって初めて検討するような形か。それとも、図面を見ていく中での主体的な判断になるか。（事務局）

⇒　昨年度、ただし書き適用とした案件には、官公庁施設だったため内部で協議をして対応したが、もしただし書き適用する場合は、基本的に事業主の方からただし書き適用したいと申し出てもらうのが理想である。しかしながら、実際はそれが難しく、プラン等を拝見して担当から提案して適用するような形になっている。（秦野市）

〇　適合状況項目表自体も規則の様式ではあるものの、すぐに変えるのは難しいと思われるが、やはりこの項目があった方が事業者の申し出状況がわかるという点で、あった方が良いということでよいか。（事務局）

⇒　異議なし

（２）　便所の整備基準について

　ア　公共トイレの整備の方向性（機能分散について）

・　便所内にベビーベッドその他、乳幼児おむつ交換できる設備を設けるという基準となっているが、便所に設けなくても、別の項目におむつ交換所を設置するとした方がよいのではないか。乳幼児が絶対入らないような施設にまで整備を求めることになるのは本末転倒になると思う。

また、みんなのトイレ以外のトイレの便房の基準がかなり厳しく感じる。数字的に厳しい上にガイドブックに書いてある図も分かりづらいため、今回便所の基準を見直すのであれば、みんなのトイレ以外のトイレを努力義務に下げてもよいのではないか。（横須賀市）

⇒　いただいた意見を踏まえ、みんなのトイレ以外のトイレの基準をどう扱うかについては今後検討する。すべての施設に一律に求めるものではなく、整備を求める施設区分を限定するのはもっともである。（事務局）

　イ　乳幼児用設備の規定について

・　遵守義務になるということなので、規模の検討をする時に、小規模施設は設置が難しいので、その点も考慮するべきである。（茅ヶ崎市）

・　乳幼児用設備を有する便房ということで、便所内に設ける必要があるのかどうかっていうのは、設置箇所については、検討した方がよい。授乳スペースが便所内にあることが衛生的に好まれないケースが考えられるため、便所とは別に設ける基準でもよいのではないか。（厚木市）

（３）　避難設備の整備基準について

・　避難経路という概念は、審査しなくていいものであれば誰も書かないと思われる。基準にどのように載せるかは分からないが、敷地内通路から主たる経路までとは別として、避難経路がどこか示した上でそれが整備基準を満たしているか見る必要があると思う。ここでいう避難経路の扱いが分からない。（横須賀市）

〇　実際にその避難経路の図示を求め、それをいただいた上で、その経路内に段がないことを確認していく作業というのをお願いすることは、審査窓口にとって負担が大きい可能性はあると思う。ただ何も規定しないということではなく、その点について審査窓口で確認をしていただくということを考えている。実際に明示されたときに、確認をするということが、現実的かどうかお伺いできれば、その方向で検討するのも良いと考えている。（事務局）

・　整備基準として入っているのであれば、図面上に避難経路を明示させて、段があるかとかという項目を設けて記載させることはできる。審査する上でも「努める」としか書かれていない場合に、図面上に避難経路を書かせることは難しく、審査上避難経路の場所についても聞けないと思う。（横須賀市）

〇　整備基準の中には、遵守義務のほかに努める規定があり、特段事前協議の段階では確認を行っていないように聞こえたが、確認するのであれば遵守規定に入れてほしいということか。（事務局）

・　横須賀市は基準までやっているかやっていないかまでは設計者に確認はしていない。図面上確認できるのであれば確認はしている。努力義務を満たしていないからといって言及することはない。（横須賀市）

〇　整備基準の努める規定について現場でどのように指導しているのか、どのように取り扱っているのか教えてほしい。（事務局）

・　審査する時は適合状況項目表ベースでチェックするため、努力規定の建物用途に関わらず、努力規定で項目適合表に載っていないところについて、実際にヒアリングで聞いたっていうことは少なくともない。望ましい基準だと、建物用途によっては〇になっている項目とかもあると思うので、そういう時は申請者がチェックをつけてきたら本当にそれが合っているかということを確認することあるが、努力規定でも表に載ってない項目については、実情としてヒアリングはしたことはない。（平塚土木）

・　なかなか設計者に、ガイドブック全部読んでほしいというのは難しいところもあるため、一般的には項目適合表を見ながら審査をし、設計者もチェックをしている。表の中で分かりやすい記号に分けて示すと、審査がやりやすいと思う。（秦野市）

〇　努める規定に関して特段のご案内をしている場合は、事例として教えてほしい。（事務局）

・　望ましい水準についてまでは一切言及はしていない。努める規定が、ガイドブックの整備基準、解説等を指しているのであれば、審査する側としてはこの解説をもとに、適合しているかどうかを判断して指導している。その上で適合項目表と、整備基準をわかりやすく整理することは賛成である。（横須賀市）

⇒　避難経路の図示については、改めて整理をしていきたい。（事務局）

（４）　幅広歩道等におけるベンチ等の休憩施設設置促進について

・　「幅広歩道」のみだと、人通りの多さや動線の話もあり、ベンチの設置側については、いろいろ難があるという話があった。そのため、「道路部局の担当者や管理部局との協議の上」という言葉があれば助かる。（茅ヶ崎市）

⇒　市町村の道路管理者等との協議という点は、前提だと思うが、ご意見を道路管理課にも伝えて共有し、今後の検討の参考にしたい。（事務局）

（５）　施設の円滑な利用のための支援の提供について

・　どのような提出書類が出され、どのように誘導していくのかというイメージがわかない。事業主も施設整備を始めた段階でどこまで体制が整っているのか、ソフト関係の書類が果たして出せるものなのかどうかということについて、建築部局が適切に誘導できるか分からない。（茅ヶ崎市）

・　見直しのイメージ案の書き方が、「整備後の運用に関しての情報提供を求める。さらに、ソフト的な対応方法等を求める。」という書き方をされているが、ソフト的な対応をしていくということは、ただし書き適用の考えに基づくものであり、ただし書き適用による人的な対応を求めるということは、バリアフリー条例の本来の趣旨と違うものを求めているようにと思える。（横須賀市）

〇　みんなのバリアフリー街づくり条例の第3条と第4条は県や事業者が自ら管理整備する施設について、障害者等が円滑に利用できるように配慮して整備をするというものである。改正条例案ではここに追加して、施設の円滑な利用のために、必要な支援、例えば利用者への情報の提供や適正な配慮のための周知を行っていくというもので、令和2年のバリアフリー法改正でも、建築主等に対して同様の規定が盛り込まれている。

また、バリアフリー法では、鉄道事業者には役務の提供という言い方でさらなる対応を求めて、役務の提供を適切に行っているかどうかということを確認する機会が定期的に設けられている。建築についてはそういった定期的なチェックの仕組みが現在の制度としてないため、建築で国の考えを入れていくとすると、最初の建てる段階で、今後の体制を事業者の方から予定として出していただくということが、法改正や条例改正の趣旨からいうと、事業者にとっての意識づけになる。事前協議の時に、審査書類とはしないが、今後の体制の予定ということでその他の関係資料として1枚提出をお願いするということを検討している。今後の予定を事業者に出させるというところに一つの意味合いがあると考えており、内容としては、できる限り事業者、現場の窓口の負担が増えないように考えている。

建築物の構造自体、或いはその維持保全というよりは、整備した施設・設備が適切に活用できるように、施設に入ってから出るまでの間バリアフリーが図れるよう求めていくための提出書類ということで考えている。（事務局）

〇　この規定はハードの整備を前提としたもので、ハード面の不足をソフト面で補うという発想ではない。そのため、整備された施設が適切に使われるように、使われ方について考えてくださいというような位置付けになっている。（事務局）

（６）　施設計画段階からの利用者の参画に関する検討

・　建物を設計する段階ではある程度事業が固まってしまっていると思う。利用者が意見を言う場を設けるのであれば、それより前の段階で意見調整の場を設ける形になるので、意見を聞いて計画しているかについて確認するという形式を想定しているということか。（茅ヶ崎市）

⇒　インクルーシブデザインで想定しているものとしては、施設計画段階からの取組みをスタートとして、段階を追った参画を行うということであり、好事例をガイドブックに記載していくことを検討している。（事務局）

（７）　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

　意見なし

〇　その他運用上検討すべき事項等について

　①別表第１「４　福祉施設」の内容の整理（横須賀市、厚木市）

　⇒　逐条解説やホームページに分かりやすい表を掲載し、周知を図る。（事務局）

　②別表第２の整備基準の項目と、適合状況項目表の記載事項の整合の整理（横須賀市）

　③別表第２「１　敷地内通路」と「２　傾斜路」で整備項目が重なっている「傾斜路」についての整理（横須賀市）

　⇒整備基準は法規であるという性質上、基準を書き分けるということは難しいかと思うが、それ以外で何か分かりやすい標記の仕方がないか今後法令部門と調整を行う。（事務局）

　④既存利用の施設について（厚木市）

　⑤整備基準内の「原則」「程度」等個別判断を要する文言について（県西土木）

　⇒　個別の判断が必要になる場面もあるため、一定程度このような表現が出てくるのはやむを得ない。今後、共有したい事例等あれば運用調整会議等の場で議論したうえで、方向性をまとめ、改めて検討していきたい。（事務局）

⑥整備基準におけるただし書き適用基準の明確化（県西土木）

⇒　ただし書き適用は窓口間での差を指摘されることもあり、使いづらいという面がある。事業者がただし書き適用を求めやすいような表示をすることも選択肢の一つであり、表示の方法については今後検討する。（事務局）

以上